

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画の実施状況

	項目	記載事項	実施状況	実施結果 (可能な限り 数値を記載)	今後の方向性	備考
① 初期段階 における 重点的 取組事項	(イ) 普及啓発	・ESDについて、さらにわかりやすい説明を工夫し、あらゆる教育関係者や地域活動の実践者への理解が広まるように普及啓発を推進します。 ・また、政府の取組のみでは、あらゆる現場へESDが広がることは不十分であることから、普及啓発については、多様な主体との連携に留意して進めます。				
	(ロ) 地域における実践	・地域に立脚した取組を重視し、地域における先進的な取組に対する支援を行います。				
	(ハ) 高等教育機関における取組	・大学や大学院に対しては、各分野の専門家を育てる過程で、ESDに関連した教育を取り入れる取組を促進します。 ・また、世界やわが国が持続可能な社会を構築するための調査研究を実施する機関としての役割、各地域における主要な取組主体の一つとしての役割等を果たすことができるよう取組を支援します。				
② 国内における 具体的な 推進方策	(イ) ビジョン構築、意見交換	意見交換	・今後、新たに策定される関連する計画等についても、可能な限り持続可能な開発の観点を盛り込むよう努めます。 ・さらに、持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。			
		円卓会議	・また、この連絡会議のもとに、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等の関係者との意見交換の場として円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について意見交換を行います。			
	(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進	協議による政策決定	・持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。			
		調査・研究等へのアクセシ性の向上	・関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセシ性を向上させます。			

項目		記載事項	実施状況	実施結果 (可能な限り 数値を記載)	今後の方向性	備考
(ハ) パートナーシップと ネットワークの構 築・運営	各府省の連携 様々な主体と のパートナー シップやネット ワーク構築	・関係府省は、様々な主体とのパートナーシップやネットワークの構築に留意しつつ、ESDに係る施策を実施します。				
	コーディネー ト、プロデュ ースに関する検 討、人づくり、 組織づくり	・地域におけるESDのコーディネートやプロデュースの手法について実践的に検討します。 ・また、地域においてコーディネーターやプロデューサーの役割を担う人材を育成します。さらに、人づくりのみならず、地域においてコーディネート等を推進するための仕組みを検討し、地域における組織づくりについても進めます。具体的には、地域におけるボランティアセンター、NPOの支援センター、社会教育施設等の拠点施設、あるいはNPO、事業者等の主体がESDのコーディネートやプロデュースの機能を担うための方策について検討します。その際には、人材、場や機会、自然等の地域の資源を学校の教育へ活用するための手法についても検討します。				
(ニ) 能力開発、 人材育成	政府が行う研 修	・学校教員の資質の向上のため、都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、研修を行い、受講した指導主事等がこれらの内容を踏まえた研修等を各地で行えるようにします。この研修においては、ESDの概念や指針についても取り扱うとともに、指導計画の作成、外部人材の活用の在り方等について研修を行うよう努めます。 ・また、地域で活動しているリーダーに対し、ESDについて普及啓発し、ESDを実践できる指導者の確保に努めるとともに、ESDの実践を指導できる指導者情報等の提供を進めます。さらに、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教員が一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容を取り上げるよう努めます。				
	企業内研修	・企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うことが大切です。このため、企業内研修プログラム等事業者に対して参考となる情報の提供に努めます。				

項目		記載事項	実施状況	実施結果 (可能な限り 数値を記載)	今後の方向性	備考
	教職課程	・なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。				
	現場での活用 情報提供 組織力の向上	・以上のような取組を推進し、持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に努めます。また、育成された人材が活用されるよう教育現場を始め各方面への情報提供に努めます。さらに、こうした人材が活用される際には、必要な謝金等が支払われるよう、ESDを進める能力を活かすことが経済に組み込まれるよう努めます。 ・さらに、人材のみならずNPO等の地域の主体の組織力の向上についても支援します。				
(木) 調査研究、 内容の発展	調査研究、先進事例の紹介、発表等	・ESDに関する調査研究を奨励します。また、新しい取組の実践や事例発表等を行います。これらの取組を通じて、既存のプログラムや教育の発展を促進するとともに、多くの教育者がESDについて理解し、実践できるように努めます。 ・地域の特性を踏まえた持続可能な地域づくりに関する調査研究を奨励し、モデル的な地域におけるプログラム開発等について支援します。その際、調査研究結果を地域の教育カリキュラムへ反映・活用することについても検討します。また、ESDの効果についてのデータ収集等に努めます。				
(へ) 情報通信技術の活用		ICTは、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。 また、インターネットは、調べ学習の活用や、ESDの資源や教材についての情報提供を行いやすいことから、ESDに係る情報を積極的に発信します。				

	項目	記載事項	実施状況	実施結果 (可能な限り 数値を記載)	今後の方向性	備考
④ 国際 協力 の 推 進	(イ) 国連関連機関等との連携・協力	ユネスコ、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連大学等への拠出金などを通じ、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門家育成などのESD関連事業の実施を支援します。また、国連総会やユネスコ総会においてESDの10年の推進に貢献します。				
	(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進	ASEAN+3、アジア協力対話(ACD)、日ASEAN協力、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等の枠組みを活用し、対話やワークショップの実施など、地域レベルの協力を推進することにより、教育プログラムの作成や各国のESD実施計画の策定に協力します。				
	(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援	ESD関連プロジェクトの実施、専門家等の派遣、国内外の研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献します。また、国内において、開発途上国への支援を担う人材育成に努めます。さらに、その他のODA事業についても持続可能な開発の考え方に沿って実施します。				
	(ニ) 各主体との連携、民間団体の取組の支援	政府の国際協力については、民間団体と緊密に連携して進めます。特に、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、効果的な実施に努めます。また、民間団体による取組の推進のため、民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。さらに、地方公共団体についても、海外の姉妹都市などと、日頃から情報等に努めており、このようなチャンネルを活用したESDについての発信や相互の国際協力を推進するための支援を行います。				
	(ホ) 国民の国際理解の増進	個々人の国際理解の増進が、国際協力の推進を進める上で必須になることを踏まえ、国際理解教育等を推進し、地球的視野を持つ人づくりに努めます。				
	(ヘ) 国際社会への情報発信	わが国の国際協力の取組について、国際会議や地域レベルの会議等を活用し、国際社会に積極的に発信していきます。				